

京都府産業廃棄物税制度の 施行状況等について

京都府文化環境部
循環型社会推進課

平成 23 年 3 月

目 次

1	産業廃棄物税導入の目的及び経過	1
2	産業廃棄物税の概要	1
3	課税・税収の状況	3
4	税収の使途	4
5	府内で発生する産業廃棄物の最終処分量の状況等	5
(1)	府内の産業廃棄物排出量の推移	5
(2)	府内の産業廃棄物最終処分量の推移	6
(3)	経済活動の動向	7
6	産業廃棄物税制度の効果及び評価	8
(1)	産業廃棄物税の課税による減量リサイクル促進効果	8
(2)	税財源を活用した施策による減量リサイクル促進効果	11
(3)	課税の効率性及び公平性	14
(4)	評価のまとめ	15
7	産業廃棄物税財源を活用した施策の課題と今後の方向性	16
8	まとめ	17

【参 考】

ヒアリングを行った有識者・関係団体一覧	19
関係団体等の意見概要	20

1 産業廃棄物税導入の目的及び経過

産業活動により必然的に発生する産業廃棄物について、その削減やリサイクルを促進するためには、従来型の指導・啓発や法律・条例による規制的手法だけではなく、産業活動のあり方そのものを環境配慮型へ変換する仕組みが必要である。

このため京都府では、指導・啓発や法律・条例による規制的手法に加えて、税を活用した経済的手法により市場メカニズムを通じて廃棄物の削減に向けた行動を誘導するため、産業廃棄物税を平成 17 年 4 月 1 日に導入した。

産業廃棄物税は、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税することにより、排出事業者や処理業者が、発生抑制、再使用、再生利用など、「望ましい税回避行動」に向かうよう誘導するとともに、その税収を財源とした施策の実施により、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的とした法定外目的税である。

京都府産業廃棄物税条例（平成 16 年 3 月 30 日京都府条例第 6 号。平成 17 年 4 月 1 日施行）では、「この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。」としている。

そこで、今回、本条例の施行状況等について調査を行うとともに、調査結果に基づいて、有識者、関係団体に対してヒアリングを行い、その意見等を踏まえて現在の産業廃棄物税制度や税収活用事業における課題や論点を整理し、今後のあり方や方向性について検討を行った。

2 産業廃棄物税の概要

京都府内の産業廃棄物最終処分場の所在地において賦課徴収する税で、納税義務者、税率等は次のとおりである（図 1）。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 納税義務者 | 府内に所在する産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者 |
| (2) 課税対象 | 府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する行為 |
| (3) 課税標準 | 府内の産業廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 |
| (4) 税率 | 産業廃棄物の重量 1 トンにつき 1,000 円 |
| (5) 徴収の方法 | 最終処分業者による特別徴収（府内に最終処分場を有する最終処分業者が「特別徴収義務者」となり、排出事業者等から処分料金に併せ産業廃棄物税を徴収し、府に申告納入。）
※他者から搬入された産業廃棄物を中間処理して自らが有する最終処分 |

場において処分する場合、及び自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分する場合は申告納付

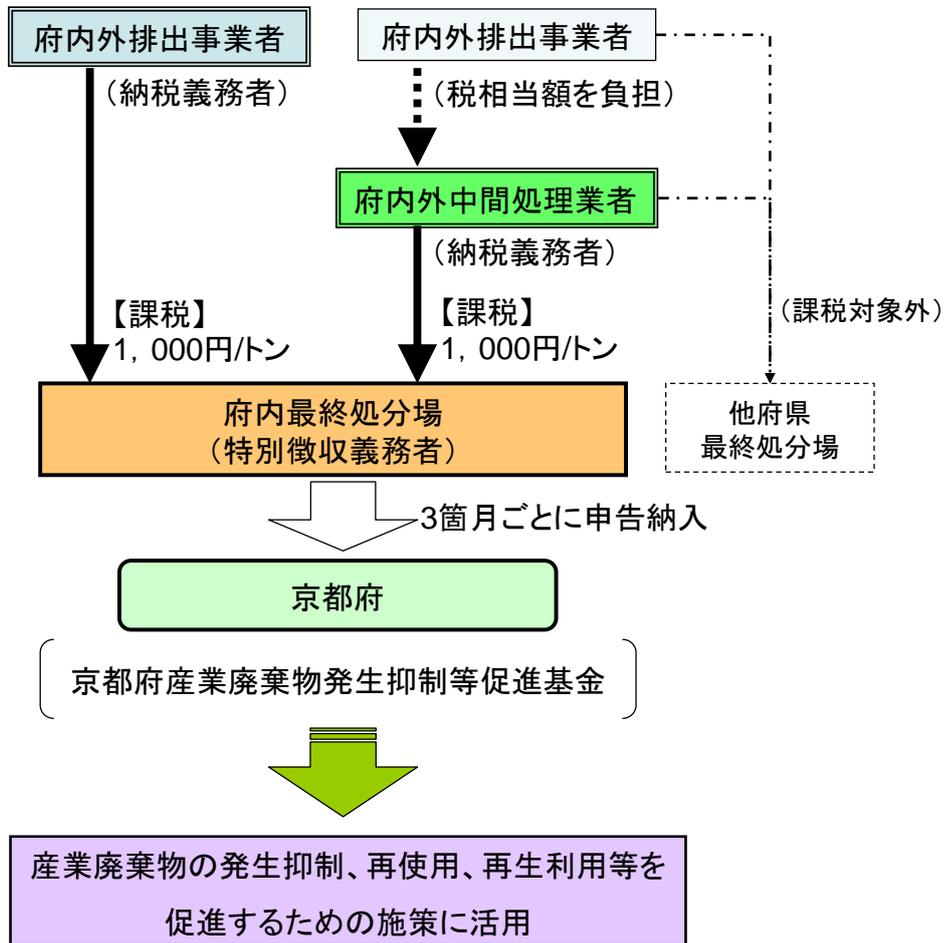


図1 京都府産業廃棄物税制度の概要

(6) 産業廃棄物税制度に関する他の都道府県の状況

産業廃棄物税は、平成22年4月現在で27道府県で導入されている。徴収の方法は、最終処分業者等を特別徴収義務者とする「特別徴収方式」と、排出事業者が自ら直接申告納付する「申告納付方式」があり、本府を含む25道府県が「特別徴収方式」を採用している。隣接府県では、滋賀県、奈良県及び三重県で導入されている。また、最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る税率は、27道府県すべてにおいて1トン当たり1,000円となっている。

3 課税・税収の状況

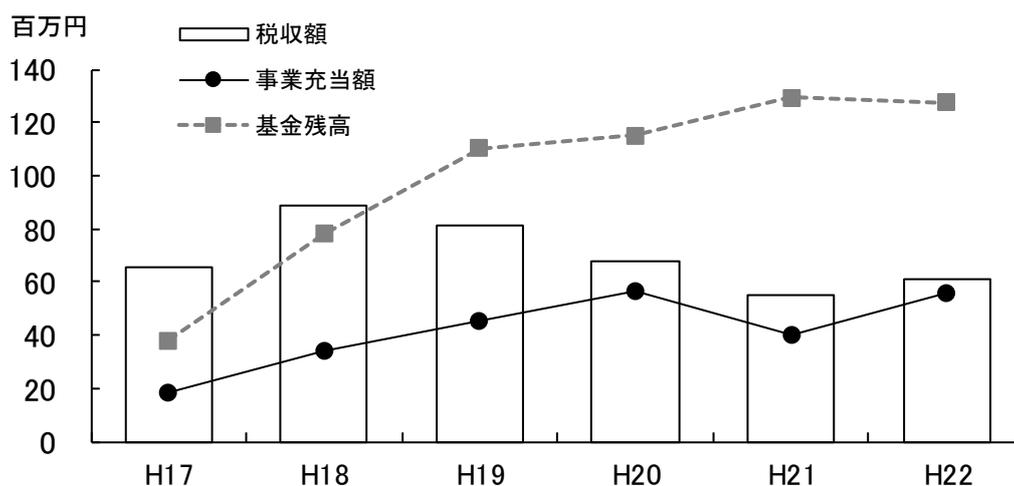
産業廃棄物税の税収は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用を控除した額を産業廃棄物発生抑制等促進基金に積み立て、その基金を取り崩して毎年度、府が実施する減量・リサイクルの支援事業等の財源として活用されている（図2）。

産業廃棄物税導入初年度（平成17年度）の税収は約6.5千万円^{※1}であり、その後、翌年の平成18年度をピークに税収は減少しており、平成21年度の税収は約5.5千万円であった。また、各年度において産業廃棄物税の申告額は全額納入・納付されており、徴収率は100%となっている。なお、平成21年度末時点での基金残高は約1.3億円となっている。

徴税費用の内訳は、徴税事務に要する人件費以外は特別徴収義務者の特別徴収に要する経費の一部に充てた交付金（前年度の申告納税額の2.5%を上限として交付）となっている。

※1 初年度は平成17年4-12月（9箇月間）での税収である。

注）産業廃棄物税は、特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者（自ら設置する処分場に搬入する者）が3箇月分をまとめて翌月に納入・納付する制度となっており、1-3月分は4月に納入・納付されるため、歳入年度は翌年度になる。



（単位：千円）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (見込み)
税収額	65,214	88,885	81,366	67,566	55,216	61,383
徴税費用	8,350	9,980	10,572	10,384	10,039	9,730
事業充当額	18,102	33,850	44,960	56,735	39,786	55,483
基金残高	38,048	77,863	110,332	115,063	129,472	127,616

※H22年度の見込み数値には、特定の工事現場から多量の廃棄物（約3,900 t）が発生したこと等の臨時的な要因を含んでいる。

図2 税収額等の推移

4 税収の使途

産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進し、循環型社会づくりに向けた事業者等の活動をより一層高めていくための事業に活用されている。

具体的には、排出事業者の減量・リサイクルの取組の支援や、優良処理業者の育成を図るため、先進的な減量・リサイクル技術の研究開発やリサイクル施設整備への支援事業、排出事業者の減量・リサイクルの取組に助言・支援を行うアドバイザー派遣事業、廃棄物処理・再生利用等技術や処理業者に関する情報提供事業、研修事業などを実施している（表1）。

表1 産業廃棄物税の税収を活用した主要事業

事業の名称等	事業内容及び実績	(参考) H21年度 決算額 (千円)
産業廃棄物発生抑制等促進事業費		
リサイクル技術開発・施設整備補助事業	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に係る研究、技術開発等に対する支援、リサイクル施設の整備に対する支援 ※H21実績：研究開発(1件)、リサイクル施設整備(2件)に対して補助	5,868
リサイクル型社会活性化等支援事業		
グリーン購入普及促進事業	自治体職員対象のグリーン購入推進学習会開催 ※H21実績：2回開催 市町村等を通じた「買いものでエコキャンペーン」、リサイクル製品等の購買を促す取組を実施	1,800
ゼロエミッションアドバイザー派遣事業	廃棄物の削減・有効活用やそのための課題の解決方策などについて具体的な助言等を行う専門的な知識等を有するアドバイザーを事業所に派遣 ※H21実績：17事業所にアドバイザー延べ33人派遣	493
減量・リサイクル推進事業費		
減量・リサイクルネットワーク推進交流事業	産業界、処理業界、大学研究機関、行政等が協働して推進するため「産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」をH20.7に設置。各主体間の連携強化を図るとともに、京都府域における産業廃棄物の減量・リサイクルに係る課題解決に向けた検討・事業を協働で実施 ※H21は4回開催	458
産業廃棄物減量リサイクル情報データベース化事業	京都府内(京都市含む)の産業廃棄物処分業者(約150業者)に関するデータベースを構築	945
産業廃棄物相談コーディネーター事業	排出事業者からの相談に対して、相談コーディネーターを設置し、減量・リサイクルに関する情報提供を実施	2,158
研修等事業	処理業者等を対象にした研修会への支援等 ※H21実績：3回開催：約190名参加	300
中小企業等のエコ対策促進事業費	省エネ・省資源に取り組む事業者等にCO2の削減等に資する指導・助言を行う省エネアドバイザーを派遣 ※H21実績：81事業所にアドバイザー延べ81人派遣	1,000
環境産業等産学公研究開発支援事業費 (商工労働観光部所管)	環境技術の研究開発を行う府内中小企業を含む産学公連携グループを支援 ※H21実績：2件に補助	17,862
京都エコ産業推進事業費 (商工労働観光部所管)	京都の地域力、研究開発力を活かした、中小企業の環境対応支援や環境産業振興の推進	3,000

5 府内で発生する産業廃棄物の最終処分量の状況等

(1) 府内の産業廃棄物排出量の推移

国内の産業廃棄物排出量は、直近の平成 19 年度まで横ばい傾向であった（図 3）。府内事業所で排出された産業廃棄物排出量^{※2}は、産業廃棄物税導入後の平成 17～19 年度の間においては、約 550 万 t/年前後と横ばいであったが、平成 20 年度ではリーマン・ショックに端を発した景気の低迷などの要因もあり、排出量は減少（H17 年度比 11.4 %減）している（図 4）。

※2 府内の産業廃棄物処分業者等から報告された処分量等の実績報告値から推定した値。

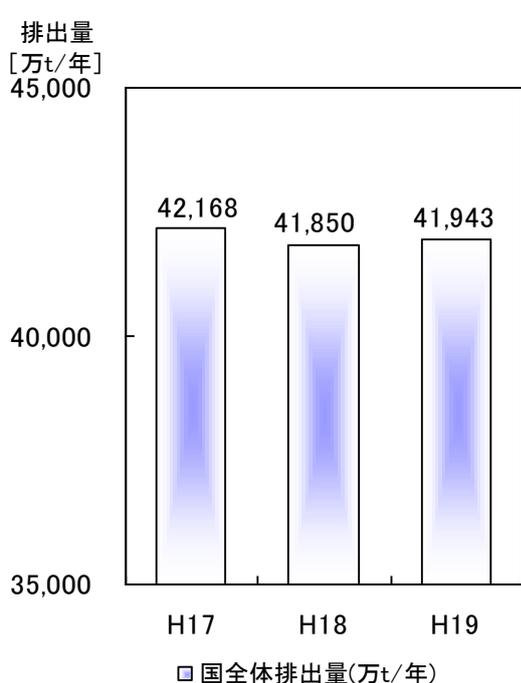


図 3 国内の産業廃棄物排出量の推移
(環境省統計資料より作成)

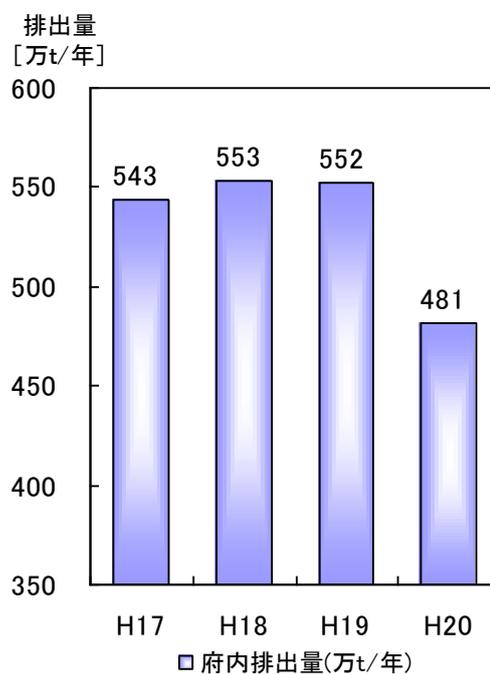


図 4 京都府内の産業廃棄物排出量の推移

(2) 府内の産業廃棄物最終処分量の推移

国内での産業廃棄物最終処分量については、平成 19 年度までは減少傾向（H17 年度比 16.1%減）であった（図 5）。

一方、府内の産業廃棄物最終処分場で処理された最終処分量（課税ベース）^{※3}は、産業廃棄物税導入後、減少傾向にあり、平成 17 年度の約 8.8 万 t/年に対して平成 21 年度では 5.6 万 t/年まで減少（H17 年度比 36.4%減）している（図 6）。

また、推定値であるが、府内事業所から発生した産業廃棄物の総最終処分量^{※4}についても、産業廃棄物税導入後減少しており、平成 21 年度では 16.5 万 t/年と推定される。

なお、最終処分量の減少率を全国の状況と比較してみると、国内全体での減少率（平成 17 年度比）が 16.1%であったのに対し、府内最終処分量の減少率は 36.4%となっており、産業廃棄物税制度を有する京都府の減少率が大幅に上回っている。

※3 府内の産業廃棄物最終処分場で埋立処分された量であり、府内最終処分業者から納付された産業廃棄物税の税収をもとに算定した値。

※4 府内外の最終処分場で埋立処分された量であり、※3 の最終処分量から推定した値。

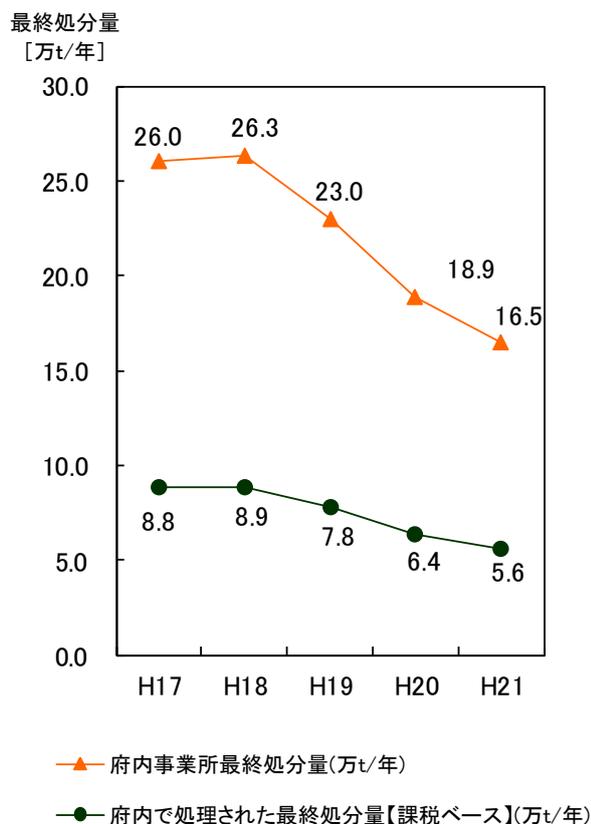
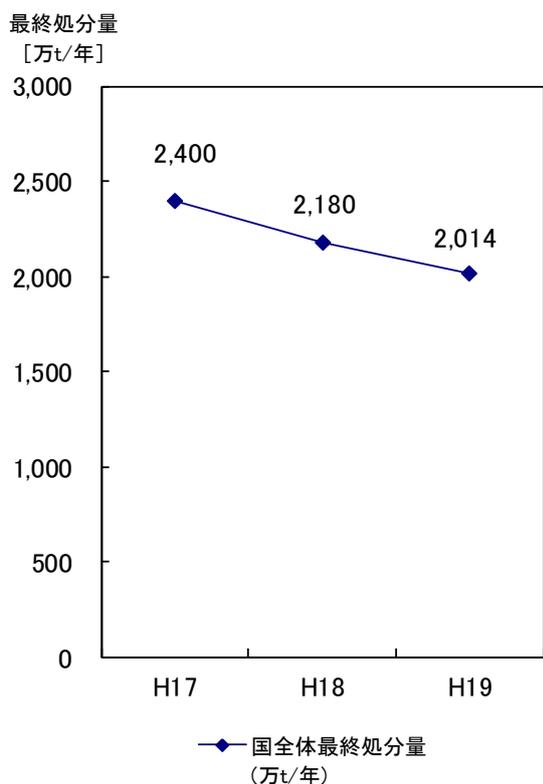


図 5 国内の産業廃棄物最終処分量の推移
(環境省統計資料より作成)

図 6 京都府内事業所の産業廃棄物最終処分量
の推移

(3) 経済活動の動向

産業廃棄物は事業活動に伴って排出されるため、景気変動や経済活動の影響を受けて排出量も変動する。産業廃棄物の排出量と相関性を有すると考えられる経済指標として、府内総生産、製造品出荷額等（製造業）、元請完成工事高（建設業）及び下水汚泥の排出源となる下水道の普及率の推移を図7～9に示す。

府内総生産は、直近の統計数値である平成19年度まではほぼ横ばい傾向であり、著しい変動はない（図7）。製造業の活動量を表す製造品出荷額等は平成19年度まで増加しているが、平成20年度は平成18年度の水準にまで減少（H17年度比では16.1%増）している（図7）。建設業の活動量を表す元請完成工事高は平成18年度まで減少傾向にあり、平成19年度はやや回復したが、平成20年度には再度減少（H17年度比1.2%減）した（図8）。

次に、下水汚泥の排出源となる下水道の整備状況を表す下水道処理人口普及率は年々上昇し、平成20年度では89.7%（H17年度比3.1%増）となっている（図9）。

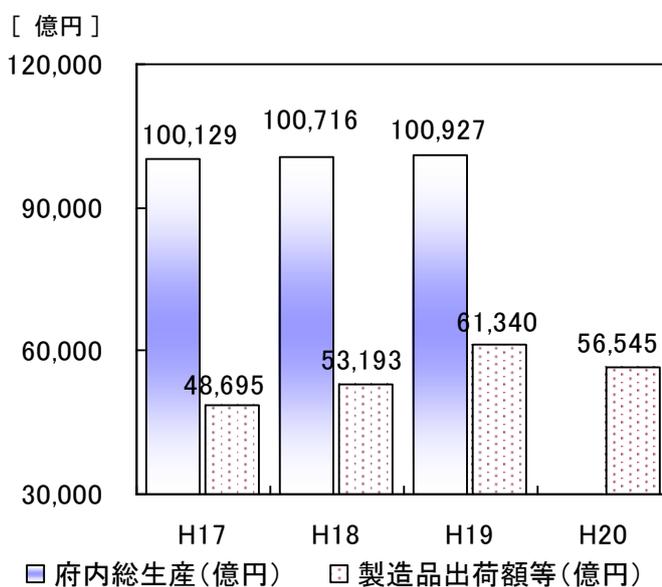


図7 府内総生産・製造品出荷額等の推移

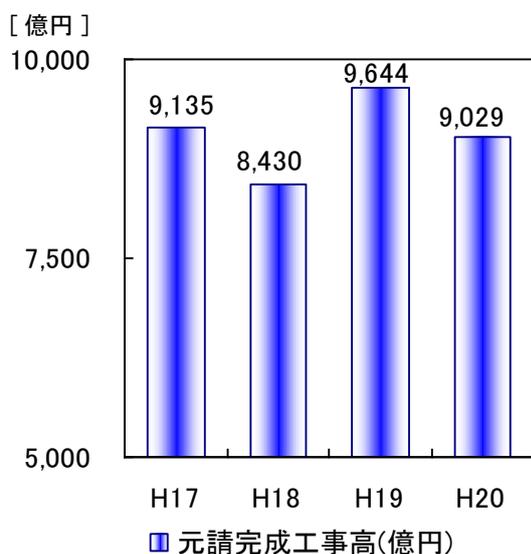


図8 元請完成工事高の推移

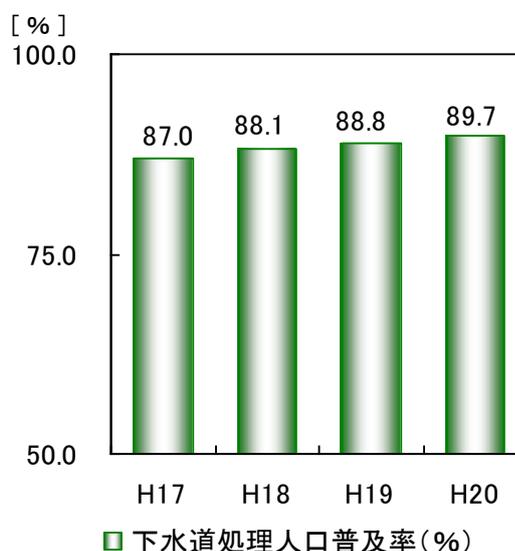


図9 下水道処理人口普及率の推移

6 産業廃棄物税制度の効果及び評価

産業廃棄物税は、府内の産業廃棄物の減量・リサイクルを促進し、産業廃棄物の最終処分量を削減することを目的に導入されたものである。その効果は「課税による減量リサイクル促進効果」と「税財源を活用した施策による減量リサイクル促進効果」に大別される。

本章では、産業廃棄物税のそれぞれの効果とともに、課税の効率性及び公平性について、検討、評価を行った。

(1) 産業廃棄物税の課税による減量リサイクル促進効果

産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分料金に産業廃棄物税が上乘せされることにより、排出事業者や処理業者が最終処分量を減少させるため、減量・リサイクルなどの「望ましい税回避行動」に向かう効果が期待される。府内の最終処分量についてみると、5(2)のとおり産業廃棄物税導入以降、減少しているところである。しかし、産業廃棄物の排出量や処分量は、産業廃棄物税のほか、経済活動の状況など様々な要因に左右される。また、課税により、課税されない他府県域への流出や不法投棄の増加など「望ましくない税回避行動」が引き起こされている可能性も否定できない。

そこで、産業廃棄物税の導入以後の産業廃棄物の排出量や最終処分量について、(ア) 経済活動の変動による影響、(イ) 他府県への流出、(ウ) 不法投棄の増加の3つの視点から考察を行った。

ア 経済活動の変動による産業廃棄物量の変化

府内の産業廃棄物の排出量及び最終処分量において、経済活動以外による影響が見られるかどうかを検討した(図10)。平成17年度を基準として産業廃棄物の排出量が5(3)でみた経済指標に比例すると仮定し、排出量を業種別に試算した。この試算値と府内排出量(図4)と比較した。

また、中間処理による減量化率、再生利用率が平成17年度と同じ割合で推移すると仮定し、上記試算による排出量から減量、再生利用分を減じた最終処分量の試算を業種別に行い、最終処分量(図6)と比較した。

この結果、排出量は平成17年度543万t/年から平成20年度481万t/年と62万t/年(平成17年度比11.4%)減少しているのに対し、試算値では平成20年度567万t/年と24万t/年(平成17年度比4.4%)増加している。しかし、両者の経年変化はほぼ同様の傾向を示していることがみてとれる。

一方、最終処分量は、平成17年度26.0万t/年から平成20年度18.9万t/年と7.1万t/年(平成17年度比27.3%)減少しているのに対し、試算値では平成20年度27.0万t/年と1.0万t/年(平成17年度比3.8%)増加しており、平成20年度最終処分量と試算値の差は試算値の3割(8.1万t/年)に相当する。以上のとおり、最終処分量は経済活動量から試算される値を大きく下回っている。

以上から、排出量及び最終処分量は経済活動量に連動して推移しているが、ともに経済活動量から試算される値よりも小さく、特に、最終処分量の減少は顕著となっており、生産工程及び中間処理による減量や再生利用が促進されていることがうかがわれる。

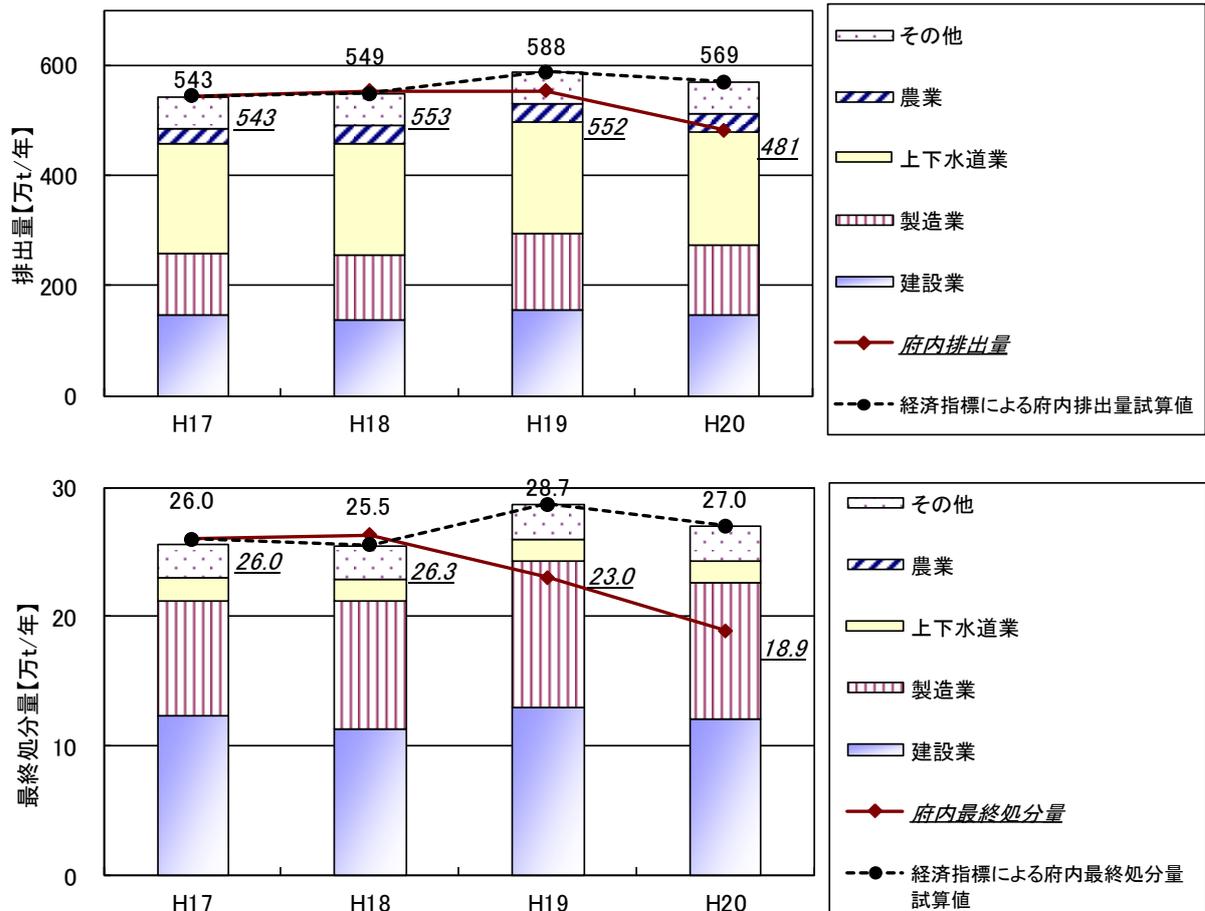


図10 府内事業所からの排出量及び最終処分量と経済指標試算値との比較

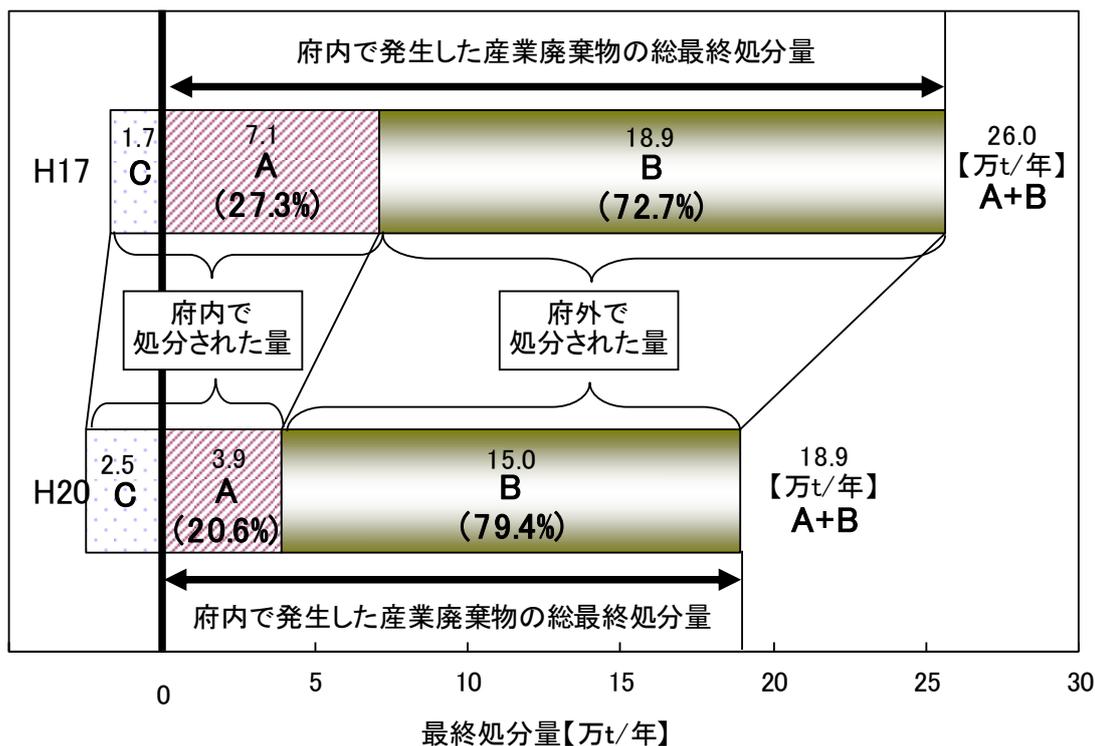
イ 他府県への流出状況

府内事業所で発生した産業廃棄物の総最終処分量（図11中、A+B）は、平成17年度26.0万t/年から平成20年度18.9万t/年（H17年度比27.3%減）となっており、減少している（図11）。

また、総最終処分量に占める府内及び府外での最終処分の内訳についてみると、構成比率は若干の変化が見られるものの大きな変化はなく、最終処分量はいずれも減少している。府外で最終処分された量(B)では、平成17年度18.9万t/年から平成20年度15.0万t/年と、3.9万t/年（H17年度比20.6%）減少している。

一方、他府県流入分を含めた府内で最終処分された量(A+C)は、平成17年度8.8万t/年から平成20年度6.4万t/年（平成17年度比27.3%減）となっており、府内で発生した産業廃棄物の総最終処分量(A+B)の減少率と概ね一致している。

以上から、府内事業所で発生した産業廃棄物の移動状況等（課税を行っていない他府県への移動等）を把握するにはより詳細な解析が求められるが、府内で発生した産業廃棄物の総最終処分量の減少と併せて、他府県への流出量も減少しており、産業廃棄物税導入によって他府県への流出を助長していることはないと考えられる。



	府内の最終処分場で処分された量	府外の最終処分場で処分された量
府内事業場で発生した廃棄物	A	B
府外から府内に流入した廃棄物	C	

図 11 産業廃棄物税導入による産業廃棄物移動量の推定

注) 府外からの産業廃棄物流入量は、平成 20 年度環境省広域移動対策検討調査報告書から引用。

ウ 府内での不法投棄発生量

京都府では、産業廃棄物税の課税に伴って、不法投棄の増加を招くことがないように、不法投棄等特別対策機動班、同広域機動班による関係機関と連携した対応の強化や不法投棄等監視指導員による監視パトロール体制の整備などを行ってきたところである。

近年、府内で発生した不法投棄の発生件数は表 2 のとおり、産業廃棄物税導入後、不法投棄の顕著な増加傾向は見られず、産業廃棄物税により不法投棄等不適正な処理（「望ましくない税の回避行動」）が助長されていることはないと考えられる。

表 2 府内における不法投棄の発生状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20
件数	5	5	3	2	5
発覚投棄量(トン)	2,201	1,261	354	3,055	2,495

(2) 税財源を活用した施策による減量リサイクル促進効果

産業廃棄物税の税収は、4章で掲げたような事業に活用されているが、その主な活用事例と効果は次のとおりである。

ア ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

平成17年度から、府内における循環型社会の形成に資する取組が広がるように、事業活動に伴って発生する廃棄物のゼロエミッションに取り組む事業所等に対し、廃棄物の削減・有効活用やそのための課題の解決方策などについて具体的な助言等を行う専門的知識等を有するアドバイザーを派遣する事業を行っている。

平成17年度から平成21年度までの5年間で72事業所に対して、延べ164人のアドバイザーを派遣し、排出事業者における廃棄物の発生抑制、埋立処分からリサイクルへの転換、処理業者情報提供等によるコストダウンに寄与してきた。

○長田野工業団地（福知山市内）の事例（総排出量の減少及び最終処分量の削減）

長田野工業団地では、平成17、18年度に16製造事業場に対してゼロエミッションアドバイザーを派遣した。派遣した事業場と派遣していない事業場（22製造事業場）とで廃棄物発生量・最終処分量を比較すると、派遣した16事業場では、平成16年と比較して平成18年度の発生量・最終処分量のいずれも減少していたが、派遣していない22事業場ではいずれも増加していた。

派遣した16製造事業場では、最終処分量が約1,300t減少（一事業場平均：80.9t減少）しており、最終処分費用を2.5万円/tとすれば約3,250万円の処分費用削減に貢献している（この他にも、収集運搬費用や施設管理・人件費等の削減にも寄与）（表3）。

また、アドバイザーが具体的に行った助言や情報提供を踏まえて、最終処分量の削減及び再資源化量の増加につながった事例も、その後のフォローアップ調査から確認されている（表4）。

表3 長田野工業団地の事例（総排出量の減少及び最終処分量の削減）

合計値	H16-18での変化量			
	廃棄物排出量(t)		最終処分量(t)	
	排出量(t)	増減率(%)	処分量(t)	増減率(%)
38製造事業者	▲ 2,125.6	-3.4%	▲ 478.6	-12.3%
H17/18年度 ゼロエミッションアドバイザー派遣 実施事業場:16事業場	▲ 6,641.5	-10.5%	▲ 1,294.7	-33.3%
ゼロエミッションアドバイザー派遣 未実施事業場:22事業場	4,515.8	7.2%	816.1	21.0%

※増減率(H16年度比)：(H18実績－H16実績)／H16実績

表4 企業における最終処分量の削減効果・コスト削減効果

	廃棄物の種類	処分方法・処理経費の変更	最終処分量 の削減量 (t/年)	再資源化量 の増加量 (t/年)
A社	木製パレット	焼却処理 → リサイクルに変更	2	17
B社	廃プラスチック類と 金属くずの混合物	埋立処分 → リサイクル(全量売却) 大幅なコストダウン	51	51
C社	汚泥	埋立処分 → 焼却処理減量化	114	0
	廃プラスチック類	埋立処分 → 売却及びリサイクル	34	34
D社	廃砥石	埋立処分 → リサイクル	8	8
E社	金属混合廃棄物	処理業者の変更により、半額以下にコストダウン	—	—
F社	紙くず	処理業者の変更によるコストダウン	—	—
			合計:209	合計:110

イ 産業廃棄物発生抑制等促進事業等補助事業

産業廃棄物発生抑制等促進事業では、事業者（大学等との共同研究を含む）による産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る研究、技術開発事業や事業者の産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対して支援を行っている。平成22年度までに研究開発事業4事業、施設整備事業6事業を補助した（表5）。

また、環境産業等産学公研究開発支援事業（商工労働観光部所管）では、新規産業創出等の観点から産業廃棄物の減量化効果に寄与する研究開発に対して資金援助しており、平成22年度までに3事業を補助している。

これまでの補助金交付者に対して、補助事業による減量・リサイクル量についてフォローアップ調査をしたところ、補助金交付者の産業廃棄物の減量化見込量は3,230t/年（平成21年度時点）となった。

表5 産業廃棄物発生抑制等促進事業費補助事業による減量効果見込み

①産業廃棄物減量推進事業

<研究・開発事業に対する補助:補助対象経費の1/2以内> (単位:千円)

事業者	事業概要	事業年度	助成額	減量化見込量(t/年)
A社	廃瓦を粉砕し、屋上緑化材や園芸資材、家畜し尿処理材、固体肥料、土壌材として活用するための技術開発	17~18	913	—
B社	下水汚泥を炭化し、ダイオキシン吸着剤、脱臭剤、土壌改良材として活用するための技術開発	17~19	10,000	720
C社	微生物群を利用した排水処理方法による産業廃棄物(食品加工廃棄物)の減容化の研究開発	19~20	8,215	20
D社	廃石膏ボード破碎分離処理後の剥離古紙を用いた土木工事業用資材の製造・実用化研究開発	21~23	5,161 (見込み)	—

削減効果 740

②産業廃棄物再資源化施設整備促進事業

<リサイクル施設に対する補助:補助対象経費の1/4以内> (単位:千円)

事業者	事業概要	事業年度	助成額	減量化見込量(t/年)
E社	再生プラスチック製品の製造のためのプラスチック廃棄物破碎機の整備	17	3,053	340
F社	建設現場から生じる廃棄物となった石膏ボードを、道路舗装材として再資源化する施設の整備	18~19	10,000	720
G社	がれき類を加工し、再生土砂及びアスファルト再生合材として販売するための施設整備	19~20	9,775	1,200
H社	廃コンクリートを高機能破碎機で破碎し骨材とする「リサイクルコンクリート」を製造するための再生プラントの設置	20	2,600	230
I社	一次破碎したアスファルト殻及びアスファルト乳剤製造時に発生したロス材を、仮設用アスファルトとして再生する施設設備	21	3,750	—
J社	塩化ビニル樹脂系の廃シート(いわゆる壁紙)を加熱し、物理的に塩化ビニル樹脂と紙とを分離・選別し、選別後の塩化ビニル樹脂は再び塩化ビニル樹脂として、紙は古紙原料等としてリサイクル	21~22	9,913 (見込み)	—

補助事業全体での最終処分量の削減見込み
(補助対象事業者からの報告に基づく) 削減効果 2,490
3,230 (t/年)

環境産業等産学公研究開発支援事業費(商工労働観光部所管)

<研究・開発事業に対する補助:補助対象経費の1/2以内> (単位:千円)

事業者	事業概要	事業年度	助成額	減量化見込量(t/年)
K社	動植物性廃油をバイオ燃料へ再生利用する新規固体触媒法反応装置に関する研究開発	19~20	16,103	—
L社	浄水汚泥を原料とした気体分離材の研究開発	20~21	17,862	—
M社	組み合わせ技術による、動植物性残渣等の地域未利用資源を活用した飼料の開発	21~22	29,500 (見込み)	—

(3) 課税の効率性及び公平性

税制度は、課税対象に対して公平に課税することが求められるとともに、徴税を効率的に行う必要があることから、課税の効率性及び公平性について評価を行った。

ア 納税義務者

府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者を納税者としている。このため、すべての排出事業者等に対し負担を求めることになり、産業界全体を通じた産業廃棄物の削減等の取組を進めることができている。

また、排出事業者が委託した産業廃棄物について税相当分の負担が明らかになるような方法として、請求書への税相当額の記載などの運用が行われるなど、税の適正な転嫁（中間処理業者から排出事業者へ税相当額が転嫁され、排出事業者自らの削減意欲が働くようにする）も機能している。

イ 課税対象

府内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する行為を課税対象としている。これは環境への負荷が生じる埋立処分に着目したものであるが、すべての排出事業者等に対し税負担を求めていることから、公平な課税対象である。

ウ 課税標準

府内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量としているが、容量で産業廃棄物処分量を管理している場合については、容量と重量との間での換算率を設定し、重量に換算して課税しており、公平・適正に機能している。

エ 税率

現在の税率は、1トンにつき1,000円としている。これは、産業廃棄物の運搬費用から他府県への流出を促さない範囲（20km/t）であること、また、隣接県等の税率との均衡を考慮し、設定された。

産業廃棄物の運搬費用は制定当時とほぼ同水準であり、現時点で産業廃棄物税を導入している27道府県の最終処分量に対する税率はいずれも1,000円/tとしていることから、現行の税率は均衡がとれている。

オ 徴収の方法

京都府における最終処分業者特別徴収方式は、府内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する、すべての排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする課税方式である。

産業廃棄物税導入後の状況をみると、最終処分業者特別徴収方式のもとで申告納入及び自社処分における申告納付が適切に行われており、課税方式も定着している。また、ヒアリング結果においても最終処分業者の理解も得られている。

徴税費用については、特別徴収義務者の特別徴収に要する経費の一部に充てた交付金の変動はあるが、それ以外に係る徴税費用は一定であり、徴税に係る費用は産

業廃棄物税導入当初から大きな変動はない。

なお、産業廃棄物税を導入している 27 道府県において、最終処分業者特別徴収方式を採用しているのは 25 道府県である。

以上から、現行の課税方式は公平かつ確実に徴税できる手法と考えられ、この方式の運営に当たっては、最終処分業者の理解と協力が不可欠であるが、引き続き協力が得られることから、現行の税制度を継続することが適当と考えられる。

(4) 評価のまとめ

現行の産業廃棄物税制度の効果及び評価について、上記「(1) 産業廃棄物税の課税による減量リサイクル促進効果」、「(2) 税財源を活用した施策による減量リサイクル促進効果」及び「(3) 課税の効率性及び公平性」の視点から考察した内容をまとめると次のとおりである。

- ・ 産業廃棄物税の導入以降、府内における産業廃棄物最終処分量は、経済活動の停滞による影響を除外しても減少傾向にあり、産業廃棄物の減量やリサイクルが促進されていると考えられる。
また、産業廃棄物税の導入による産業廃棄物の他府県への流出や、不法投棄への逃避などの「望ましくない税回避行動」は概ね生じていないと推測される。
- ・ 産業廃棄物税の財源を活用した施策については、ゼロエミッションアドバイザー派遣事業や産業廃棄物発生抑制等促進事業等補助事業などを通じて、個別事業者における廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進に効果を発揮している。
- ・ 産業廃棄物税に係る現行の税制度（課税対象、税率、徴収方法）等は効率性や公正性の観点から円滑に機能している。
- ・ 以上により、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進し、持続可能な循環型社会を構築していくための手段として、現在の産業廃棄物税制度を継続していくことが適当である。
- ・ なお、産業廃棄物の排出量や最終処分量は、経済環境をはじめ多様な要因により変動するものであり、そうした外部要因の変化に伴って産業廃棄物税自体の効果も変動することになる。このため、産業廃棄物税制度の運用に当たっては、税の効果や影響を及ぼす構造について、今後も引き続き客観的・定量的な分析・評価を行っていくことが必要である。
- ・ また、産業廃棄物税の財源を活用した施策については、排出事業者、処分事業者のニーズを踏まえ、産業廃棄物の減量・リサイクルの促進に、より効果を発揮する事業展開を追求していくことが必要である。

7 産業廃棄物税財源を活用した施策の課題と今後の方向性

産業廃棄物税は目的税であり、またその税収は、産業廃棄物最終処分量の減少に伴い減少すると見込まれることから、基金の有効な利用が求められる。このような中、産業廃棄物税の税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を推進するための施策を実施しているが、今後、より効果的な施策の展開を図るために次のような課題に的確に対応していくことが必要である。

【課題】

- 産業廃棄物発生抑制等促進事業では、試験研究・技術開発への支援事業で一定の技術として確立した事例や、実用化に向けて実証試験を継続している事例もある。しかし、いずれも企業単体による研究開発が主体であり、企業と大学等研究機関が共同した産学連携事業例は少ない。波及効果の高い廃棄物の再資源化技術の開発を期待するには、一層の産学連携事業を促進していく必要がある。
- リサイクル施設整備への支援事業の利用実績は全て廃棄物処理業者によるもので、納税義務者である排出事業者による利用が進んでいない。さらに、厳しい経済情勢により、新たなリサイクル設備等への投資も低迷している。このため、小規模な減量・リサイクル施設を補助対象に追加するなど、排出事業者の利用促進に向けた補助制度の改良を行っていく必要がある。
- 下水道整備の普及に伴い下水汚泥の増加が見込まれる。このため下水汚泥の再資源化に向けた取組を検討していく必要がある。
- ゼロエミッションアドバイザー派遣事業をはじめ、中小企業等に対する減量・リサイクルの取組支援を行っているが、十分に施策情報が届かず、利用が進んでいない面がある。関係団体を通じた施策の周知を徹底し、中小企業等への一層の支援を行っていく必要がある。
- 税の適正な転嫁を引き続き維持していくため、排出事業者責任を含めた税制度の一層の周知・徹底を図る必要がある。併せて、廃棄物に対する事業者及び府民の意識向上を図るため、廃棄物に関する知識の普及や啓発に関する施策を引き続き進めていく必要がある。

【今後の方向性】

- より事業者のニーズに対応した効果的な事業・施策を展開していくため、排出事業者や処理事業者、学識経験者などで構成する「京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」を設置し、産業廃棄物税を活用した事業について検討を行っている。今後も本協議会を中心に、他部局との連携態勢も充実させ、実効性の高い事業展開を進める。
- 本協議会などを通じて、事業者のニーズを的確に把握し、ニーズに即した財政支援、情報支援、人材育成等の事業に税収を積極的に活用する。
- 産業廃棄物税の税収を活用した施策展開の方向として、排出事業者と処理業者、大学等研究機関等を結びつけることにより、事業者等に対し、より効果的なリサイクルの一貫した支援が行える機能を有する「産業廃棄物減量リサイクル支援センター（仮称）」を設置し、ワンストップサービスでの総合支援を展開する。

8 まとめ

京都府では、平成 17 年の産業廃棄物税導入後 5 年を経過したことから、本条例の施行状況等について検討を行った。

検討の結果、近年の経済情勢を考慮しても、産業廃棄物税制度及び税収活用事業による府内最終処分量に対する削減効果が確認された。また、税収活用事業については更なる展開が必要な側面があるものの、産業廃棄物の減量・リサイクルに寄与しており、循環型社会の構築に向けて一定の効果があつたものと考えられる。

こうしたことから、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を引き続き推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための政策手法として産業廃棄物税を継続し、税収を活用した使途事業を充実させていく必要があると考えられる。

また、税制度の継続に当たって、税制度上の主要な点について改正の必要性の有無について検討を行った。その結果、条例施行後円滑に執行されていること、現行の税制度は産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に効果的な仕組みであり、他の道府県の制度とも均衡がとれていることから、現行制度を継続することが適当であると考えられる。

なお、今後とも効果や制度について検討を行うことは必要と考えられ、適宜、施行の状況等について検討を加え、必要な措置を講じるものとする。

参考資料

ヒアリングを行った有識者・関係団体 一覧

関係団体等の意見概要

ヒアリングを行った有識者・関係団体 一覧（敬称略）

○「環境と産業活動に関する研究会（平成15年度）」委員等

京都大学大学院経済研究科教授・地球環境学堂	教授	植田和弘
龍谷大学経済学部	教授	西垣泰幸
大阪市立大学大学院生活科学研究科	准教授	服部良子
株式会社京都総合経済研究所	取締役	森秀人

○関係団体

社団法人京都工業会

京都商工会議所

社団法人京都府産業廃棄物協会

京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会

関係団体等の意見概要

【産業界】

- ・ 本税制度を継続して実施していくことについて、特段の支障はない。
- ・ 産業廃棄物税を活用して減量・リサイクル等の支援事業を展開していく形態について、納税者である排出事業者等からも理解される。
- ・ 産業廃棄物減量リサイクルセンター（仮称）の設置及び支援事業の実施は産業界にとってもニーズが高く、有意義。特に、中小企業に対する支援の窓口となることが期待され、効果も期待される。一層の産業廃棄物税財源を活用した事業の充実を期待する。

【処理業界】

- ・ 処理業界内では、京都府で産業廃棄物税を実施していることは理解されている。また、産業廃棄物税に対する業界内でのトラブル等もなく、本税制度を継続して実施していくことについて特段の支障はない。
- ・ 課税分が処理経費に内部化されている実態もあり、課税に対する排出事業者の意識が低いと感じられる。処理業者だけではなく、排出事業者の一層の理解・認識を深めるために、税の見える化を検討してもらいたい。税の見える化は処理業者からの請求伝票への課税額の記載だけではなく、税込活用事業の普及・周知を充実することでも対処できる。
- ・ 併せ産廃の受入を行っている市町村等の一般廃棄物最終処分場に依存している排出事業者も存在する。真に府内の最終処分量の削減を目指すならば、市町村等による併せ産廃への課税も検討すべき。

【産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会】

- ・ 本税制度を継続して実施していくことは意義があり、税込を活用した減量・リサイクル支援事業の充実が期待される。
- ・ 産業廃棄物税制度があるということは排出事業者も理解しており、税制度に対する大きな問題もないが、税制度に対する認識は低いと感じられる。税が有効に活用されているかどうか、排出事業者にうまく伝わっていないと思う。税の効果を理解してもらうことで、補助事業等各種施策の周知や利用促進が期待される。
- ・ 産業廃棄物税は処理費用の中に含まれており、排出事業者にとって必要経費という認識のため、必要経費を削減するという考え方は低い。企業側の「廃棄物を減らす」ことに対する理解・認識を深めていく必要がある。
- ・ 税込について、どのように使われているかが見えにくく、有効に活用されていることを「見える化」して企業に伝えていく必要がある。これにより、税制度の理解・周知徹底と施策・事業の宣伝にもつながると考える。

【特別徴収義務者：3社】

<徴税方法について>

- ・ 3箇月毎に納付する現方式で、特段の支障はない。
- ・ 年間搬入量がわずかのため、年に1回の納入方式も検討されたい。

<産業廃棄物税の理解について>

- ・ 中小企業の中には排出事業者責任の認識が乏しく、委託した廃棄物の流れについて無関心であったり、産業廃棄物税に対する関心も低い。税込活用事業や税金の使われ方をまとめたパンフレット等を作成してもらえれば、特別徴収義務者（最終処分場）窓口にも設置するので検討されたい。
- ・ 導入当初は産業廃棄物税に関する周知が積極的に行われていたが、現在はPR不足となっていないか。車に貼るようなステッカーを作ってもらえれば協力する。
- ・ 取引のある排出事業者はほとんど産業廃棄物税について理解している。また、処理業界内では産業廃棄物税制度に対する認識はあると思う。しかし、新規契約する際、初めて産業廃棄物税制度を知るといふ府内企業もあり、制度周知を引き続き図っていただきたい。
- ・ 廃棄物処理を含む公共事業を落札した業者が産業廃棄物税制度を知らないと言うことがある。この場合、落札業者は産業廃棄物税を考慮せずに落札額を設定しているため、当社に対して課税分の割引の要望を出されることがある。府だけではなく市町村等を含めて、公共工事に関連する原課に産業廃棄物税制度を今一度、周知徹底していただきたい。
- ・ 税に対する認識を向上させるためには、産業廃棄物税がどのように使われているかを排出事業者には知らせていくことが重要。